

## 公募型プロポーザル方式に係る手続の開始

次のとおり公募型プロポーザル方式に係る手続を開始します。

令和6年2月20日

「住んでみいね！ぶちええ山口」県民会議 会長 村岡 嗣政

### 1 業務の概要

次に掲げる業務の委託

- (1) 業務の名称  
令和6年度やまぐち創生テレワークの推進に関する業務委託
- (2) 業務の内容  
応募要項及び仕様書のとおり
- (3) 履行期間  
令和6年4月1日から令和7年3月31日まで
- (4) 履行場所  
山口県庁本館棟1階（県民ホール内）及び本事業を実施するにあたり委託者が必要と認める地域

### 2 参加資格

この手続に参加できる者は、次に掲げる要件のいずれにも該当する者とする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項又は第2項に規定する者でないこと。
- (2) 山口県が発注する物品等の製造の請負、物品等の買入れ、借入れ及び売払い並びに業務の委託の契約に係る一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格並びに資格審査申請の時期及び方法等に関する告示（令和元年山口県告示第62号）に基づく資格審査を受けて、業務委託について入札参加資格を有する者であること。
- (3) この手続の開始の日から企画提案書の提出の日までの間のいずれの日においても山口県の業務委託及び物品調達等に係る競争入札等参加停止措置要領に基づく参加停止を受けていないこと

### 3 応募要項等の配布

- (1) 場所  
〒753-8501 山口市滝町1番1号 山口県庁7階  
「住んでみいね！ぶちええ山口」県民会議事務局  
（山口県総合企画部中山間地域づくり推進課 やまぐち暮らし創造班）
- (2) 期間  
令和6年2月20日（火）午後5時から3月11日（月）午後5時まで（土曜日・日曜日を除く）また、令和6年2月20日（火）午後5時から3月11日（月）午後5時まで、下記URLに応募要項等を掲載（ダウンロード可能）  
「住んでみいね！ぶちええ山口」県民会議のホームページ  
[\(https://www.ymg-uji.jp/contract/\)](https://www.ymg-uji.jp/contract/)に応募要項等を掲載する。

#### 4 参加表明書の提出方法、提出先及び提出期限

(1) 提出方法

持参、郵送、FAX又はメールによること。なお、FAX又はメールで提出する場合は、送信後に必ず電話で受信の確認を行うこと。

(2) 提出先

〒753-8501 山口市滝町1番1号 山口県庁7階  
「住んでみいね！ぶちええ山口」県民会議事務局  
(山口県総合企画部中山間地域づくり推進課やまぐち暮らし創造班)  
(FAX 083-933-2559)

(3) 提出期限

令和6年2月28日(水)午後5時まで(必着)

#### 5 提案書の提出方法、提出先及提出期限

(1) 提出方法

持参、郵送又は電子メール送信によること。なお、電子メールで提出する場合は、送信後に必ず電話で受信の確認を行うこと。

(2) 提出先

〒753-8501 山口市滝町1番1号 山口県庁7階  
「住んでみいね！ぶちええ山口」県民会議事務局  
(山口県総合企画部中山間地域づくり推進課やまぐち暮らし創造班)  
(FAX 083-933-2559)

(3) 提出期限

令和6年3月11日(月)午後5時まで(必着)

#### 6 審査

審査は、「住んでみいね！ぶちええ山口」県民会議が別に設置する審査会において、審査基準に基づき実施する。

#### 7 その他

(1) この手続きの開始後に、2(2)に掲げる資格審査の申請をする場合は、令和6年2月22日(木)午後5時までに山口県会計管理局会計課に申請書を提出すること。

(2) この手続きに参加した者が業務委託及び物品調達等に係る競争入札等参加停止措置要領に基づき参加停止を受けることとなった場合は、審査の対象とせず、契約の締結は行わない。

(3) 提出された提案書は返却しない。また、提出された提案書の訂正、差し替えは認めない。

(4) 詳細については、「住んでみいね！ぶちええ山口」県民会議事務局(山口県総合企画部中山間地域づくり推進課 やまぐち暮らし創造班)(電話 083-933-2554、FAX 083-933-2559)に問い合わせること。